

さぬき市監査委員公告第1号

工事監査結果(随時監査)に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公告します。

令和2年2月18日

さぬき市監査委員 元 山 清  
さぬき市監査委員 間 嶋 三 郎

監査結果に基づく措置通知

令和元年度随時監査(工事監査)

さぬき市監査委員

## 1 現場調査における指摘事項について

内装解体後のR C梁底部分の欠損については、既存図にて構造体の梁成を確認した後、断面修復材を用いた左官工法により補修を行った。

少年育成センターの屋根架構鉄骨部分に発錆が確認された箇所については、ケレンにより被塗面を整調したうえで錆止め塗装を行った。



R C梁底欠損部分の補修



少年育成センター屋根架構鉄骨の錆止め

## 2 施工管理業務における指摘事項について

施工計画書の確認日に関する記録が無かった点については、監査以降の施工計画書の確認から、施工者、工事監理者、監督員及び主任監督員の押印欄下部にそれぞれチェックした日付を記載することとした。

また、総合施工計画書に検査や試験項目等の一覧表が無かったことについては、監査以降に実施する予定であったものについて一覧表を作成し、適正な時期に確認が行えるよう工程表や現場の進捗状況と照合しながら、竣工までの品質・工程の管理に努めた。